

1 災害情報の収集・連絡関係

1-1 被害状況報告等の様式

様式1 概況速報

中野市総務部危機管理課
(中野市災害対策本部総務部)

	概	況	速	報
災 害 の 名 称		災 害 発 生 日 時		
報 告 の 時 限		発 受 信 時 刻		

被 害 の 種 別	被 害 状 況	
	被害地域または場所	災 害 の 状 況
人 的 ・ 住 家 関 係		
農 業 関 係		
林 業 関 係		
公共土木施設関係		
鉄 道 通 信 電 力 水 道	施設関係	
そ の 他		
応急対策等の活動 状況消防職員・消 防団員の出動状況 等		

様式2 人的及び住家の被害状況

中野市総務部税務課

中野市健康福祉部福祉課

中野市建設水道部都市建設課

(中野市災害対策本部総務部・健康福祉部・建設水道部)

人的及び住家の被害状況報告 (発生・中間・確定)									
災害の名称			災害発生の日時		月 日 時 分				
災害発生場所			災害報告の時限		月 日 時 現在				
人的被害	死者	人	災害の概況						
	うち災害関連死者	人							
	行方不明者	人							
	負傷者	人							
	重傷	人							
	軽傷	人							
計		人							
住家の被害	全壊・全焼 又は流失	棟	棟	災害原因発生					
		世帯	世帯						
		人員	人						
	半壊又は 半焼	棟	棟	救済の 状況措置					
		世帯	世帯						
		人員	人						
	一部破損	棟	棟	災害対策本部	名称				
		世帯	世帯		設置	月	日	時	分
		人員	人		廃止	月	日	時	分
	床上浸水	棟	棟	ボイラの 状況 稼働					
		世帯	世帯						
		人員	人						
	床下浸水	棟	棟	その他					
		世帯	世帯						
		人員	人						
非住家の被害 (全・半壊)	公共建物	棟							
	その他	棟							

- 注) 1 「人的被害」欄の「負傷者・重傷」とは、一月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、一月未満で治療できる見込みのものとする。なお、その区分が不明な場合は『調査中』と記載すること。
- 2 「住家の被害」欄の「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとする。
- 3 「住家の被害」欄の「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- 4 「住家の被害」欄の「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
- 5 「住家の被害」欄の「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合には2棟とする。
- 6 「住家の被害」欄の各被害欄中、棟、世帯、人員欄のいずれかに記載がある場合で、記載された欄以外が不明な場合は『調査中』と記載すること。
- 7 「災害対策本部」欄には、災害対策基本法(昭和36年法律第228号)第23条の規定により設置した災害対策本部について記載すること。
- 8 「ボランティア活動の状況」欄には、ボランティアセンター設置状況(設置の有無及び設置場所等)、ボランティアの活動状況(受入の有無、派遣の有無等)、その他関連事項を記載すること。

様式 3 避難指示等避難状況報告

中 野 市 総 務 部 税 務 課

中野市健康福祉部福祉課

中野市建設水道部都市建設課

(中野市災害対策本部総務部・健康福祉部・建設水道部)

[illegible]

様式 4 社会福祉施設被害

報告年月日 年 月 日

社会福祉施設被害状況報告（中間・確定）

中 野 市 健 康 福 祉 部 福 祉 課

中 野 市 子 ど も 部 子 育 て 課

中 野 市 子 ど も 部 保 育 課

（中野市災害対策本部健康福祉部・子ども部）

災 害 の 名 称					災害発生日時	年 月 日 時							
災害発生場所													
報 告 の 時 限	月 日 時現在				発 受 信 時 刻		日 時 分						
施 設 の 種 類	施設名	被 害											
		全 壊		流 失		半 壊		一部破損		床上浸水		床下浸水	
		棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)
計													
被 害 額 計	(千円)												

様式5 農業関係被害

報告年月日 年 月 日

農業関係被害状況報告（中間・確定）

中野市経済部農業振興課
（中野市災害対策本部経済部）

(1) 農畜産物

災害名			発生日時	月 日 時 分～ 日 時 分		発信日時	月 日 時 分	
-----	--	--	------	----------------	--	------	---------	--

項目	区分	作物名	被害率30%未満		被害率30%以上		合計			主な被害地区及び被害農作物の種類等
			面積	減収量	面積	減収量	面積	減収量	被害金額	
生産物被害	生	水稲								
		麦・雑穀・豆類								
		果樹								
		野菜								
		花き								
		特用作物								
		きのこ								
		その他								
		小計								
	樹体被害	果樹								
		その他（ ）								
		小計								
			計							

項目	区分	施設名	園芸関係			その他			合計		
			件数	面積(m ²)	被害金額	件数	面積(m ²)	被害金額	件数	面積(m ²)	被害金額
施設関係	施設関係	建物									
		温室（ガラス張）									
		ビニールハウス									
		きのこ施設									
		構築物									
		計									

項目	区分	種類名	被害量	被害金額	主な被害地区名	主な被害品目名
その他	その他	家畜				
		畜産物				
		水産物（寒天含む）				
		加工品貯蔵品等				
		計				
被害農業者（家）数			戸	特別被害農業者(家)数	戸	

(2) 農地・農業用施設

区分	農地（A）			農業用施設（B）		計（A＋B）		備考 （降雨量等）
	被害か所数	被害面積	被害額 （千円）	被害か所数	被害額 （千円）	被害か所数	被害額 （千円）	
3万円以上 10万円未満								
10万円以上								

報告年月日 年 月 日
林業関係被害状況報告（中間・確定）
中野市経済部農業振興課
（中野市災害対策本部経済部）

[illegible]

報告年月日 年 月 日

中野市建設水道部都市建設課
(中野市災害対策本部建設水道部)

千円

河……河川 砂……砂防 道……道路 橋……橋りょう

番号	発生日時	斜面	拡大の有無	保全対象 人家戸数	場 所	発生 原因	発 生 状 況 等					被 害 状 況 (人的・建物)	措置等	法 令 指 定
							高さ	幅	面積	勾配	流出土石量			

上記場所の概況図

(平面図)
(縦断図)

1

2

3

(平面図)
(縦断図)

4

5

6

2508

〔中野防⑤〕

様式9 都市施設被害

報告年月日 年 月 日

都市施設被害状況報告（中間・確定）

中野市建設水道部都市建設課

（中野市災害対策本部建設水道部）

災害の名称				災害発生日時		月 日 時		
災害発生場所								
報告の時限		日 時現在		発受信時刻		日 時 分		
種別	区分	か所数	被害面積又は延長等		被害金額(千円)	復旧金額(千円)	摘要	
都市施設災害	街路							
	都市公園							
	区整画理	街路						
		公園緑地						
		水路						
	その他							
	堆積土砂							
	合計							
建物災害及び損害面積	区分	住家(戸)	非住家(戸)	計(戸)	区分	面積(ha)	摘要	
	全壊				市街地被害面積			
	半壊				その他被害面積			
	流失				計			
	床上浸水				全市街地面積			
	床下浸水							
状況	発火	月 日 時 分		鎮火	月 日 時 分		被災か所	
	風向		風速最大	m/sec	平均	m/sec	湿度 %	
建焼物災害及び面積	区分	住家(戸)	非住家(戸)	計(戸)	区分	面積(ha)	摘要	
	全壊				全市街地			
	半壊				被災面積			
	計							
備考								

様式10 下水道施設被害

報告年月日 年 月 日

下水道施設被害状況報告（中間・確定）

中野市建設水道部上下水道課
（中野市災害対策本部建設水道部）

災 害 の 名 称				災 害 発 生 日 時		月 日 時	
災害発生場所							
報 告 の 時 限		日 時現在		発 受 信 時 刻		日 時 分	
種別	区 分	か所数	被害面積又は延長等	被害金額(千円)	復旧金額(千円)	摘 要	
下 水 道 施 設 災 害	都 市 排 水 路						
	公 共 下 水 道	管 路 施 設					
		マンホール ポンプ場					
		処 理 施 設					
		小 計					
	農 業 集 落 排 水	管 路 施 設					
		マンホール ポンプ場					
		処 理 施 設					
		小 計					
	合 計						
	備考						

様式11 水道施設被害

報告年月日 年 月 日

水道施設被害状況報告（中間・確定）

中 野 市 建 設 水 道 部 上 下 水 道 課

（中野市災害対策本部建設水道部）

災 害 の 名 称			災 害 発 生 日 時	月 日 時	
災 害 発 生 場 所					
報 告 の 時 限	月 日 時 現在		発 受 信 時 刻	日 時 分	
水 道 の 名 称			給水区域及び現在給水人口	(戸 人)	
被害給水区域及び被害給水人口				(戸 人)	
災 害 の 状 況			被害金額	千円	
応急措置及び給水現状					
給 水 応 援		消毒機械及び薬品応援		復旧資材労務応援	技 術 応 援
緊 急 応 援 の 要 否	給水車 両／日 m ³ 分	乾式注入能力 g／h 機			
	ろ水器 両／日 m ³ 分	湿式 g／h 機			
	自衛隊給水班要請／日 m ³ 日間	簡易滅菌機 g／h 機			
	水道から応急給水／日 m ³ 分	液体塩素 kg入 本			
	日間	さらし粉 高度普通 500g 本			
	必要なし	必要なし			

様式12 廃棄物清掃処理施設被害

報告年月日 年 月 日

廃棄物清掃処理施設被害状況報告（中間・確定）

中野市くらしと文化部生活環境課
（中野市災害対策本部くらしと文化部）

災 害 の 名 称		災 害 発 生 日 時	年 月 日 時
災 害 発 生 場 所			
報 告 の 時 限	月 日 時現在	発 受 信 時 刻	日 時 分

被 害 施 設 名			
被害の区域および処理 人 口			
被 害 の 状 況			
被 害 額	千円	千円	千円
応 急 措 置 の 現 況			
災 害 救 助 の 有 無			
そ の 他 必 要 な 事 項			

様式13 感染症関係被害

報告年月日 年 月 日

感染症関係状況報告（中間・確定）

中野市健康福祉部健康づくり課

（中野市災害対策本部健康福祉部）

災 害 の 名 称		災 害 発 生 日 時	年 月 日 時
災 害 発 生 場 所			
報 告 の 時 限	月 日 時現在	発 受 信 時 刻	日 時 分

感 染 症	項目	そ 族 昆 虫 駆 除 地 域 指 定 の 要 否	代 執 行 の 必 要 の 有 無	発 生 患 者 等 数					備 考
	病名			患 者	疑 似	無 症 状 病 原 体 保 有 者	計	う 死 ち 者	
感 染 症									
備 考									

様式14 医療施設被害

報告年月日 年 月 日

医療施設被害状況報告（中間・確定）

中野市健康福祉部健康づくり課

（中野市災害対策本部健康福祉部）

災害の名称		災害発生日時	年 月 日 時
報告の时限	月 日 時現在	発受信時刻	日 時 分

区 分	施 設 名	経営主体	所 在 地	被 害 の 程 度						被 害 額	復旧に要する経費
				全全	壊焼	流 失	半半	壊焼	浸 水		
(病院)				棟	棟	棟	棟	棟	千円	千円	
(診療所)											
合 計											

様式15 商工関係被害

報告年月日 年 月 日

商工関係被害状況報告（中間・確定）

中野市経済部商工観光課
（中野市災害対策本部経済部）

災 害 の 名 称			災害発生日時		年 月 日 時				
災害発生場所									
報 告 の 時 限			月 日 時現在		発 受 信 時 刻		日 時 分		
被害区分				業種区分	工 業	商 業	サービス業	そ の 他	計
組合、 団体 以外の 事業所	建 物 の 被 害 (7)	全 壊	棟 数 (棟)						
			損害額(千円)						
		半 壊	棟 数 (棟)						
			損害額(千円)						
		その 他の被 他害	棟 数 (棟)						
			損害額(千円)						
	土 地 の 被 害 (1)		損害額(千円)						
	(7) (1) 以外の有形固定資産の被害		損害額(千円)						
	製品・仕掛品・原材料の損害		損害額(千円)						
事業協同組合・商工組合・協業組合の 被害			件 数 (件)						
			損害額(千円)						
商 工 会 議 所 の 被 害			件 数 (件)						
			損害額(千円)						
小 計			損害額(千円)						
除雪、排水等の災害対策に要した経費(千円)									
その他災害の発生により生じた損害額(千円)									
損 害 額 総 計 (千円)									
被 害 件 数 (事業(務)所数)									

- 注：1 事業協同組合、商工組合、協業組合の被害とは、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項の規定による中小企業団体についての物的被害とする。
- 2 その他災害の発生により生じた損害額とは季節的商品の出荷遅延による価格の減少額等をいう。
- 3 住宅と営業に供している建物とが同一建物である場合は、営業用建物部分についての被害を記入するものとする。ただし、被害態様が住宅部分と営業用建物部分とに区分することが困難な場合は、かっこ外書きにする。
- 4 業種区分中の「その他」には指定公共機関及び指定地方公共機関に係る被害を除くものとする。
- 5 大企業に関する被害については、内訳（大企業分としてまとめ）を別紙に記載する。

観光施設被害状況報告（中間・確定）

中野市経済部商工観光課
（中野市災害対策本部経済部）

災 害 の 名 称				災 害 発 生 日 時		年 月 日 時		
災 害 発 生 場 所								
報 告 の 時 限		月 日 時現在		発 受 信 時 刻		日 時 分		
1 土木施設（遊歩道・つり橋等）								
区 分	県 工 事		市町村工事		そ の 他		計	
	か 所	被 害 額	か 所	被 害 額	か 所	被 害 額	か 所 被 害 額	
道 路		千円		千円		千円	千円	
橋 梁								
計								
2 一般観光地建物等								
区 分	県 有 施 設		市 町 村 施 設		国民宿舎・旅館等		そ の 他 施 設	計
	件数	被 害 額	件数	被 害 額	件数	被 害 額	件数 被 害 額	件数 被 害 額
建物 その他	全 壊	千円		千円		千円	千円	千円
	半 壊							
	その他							
	計							

報告年月日 年 月 日

中 野 市 教 育 委 員 会
(中野市災害対策本部教育部)

災 害 の 名 称		災害発生年月日	年	月	日
災害発生場所					
報 告 の 時 限	年 月 日 時現在				

[illegible]

様式18 市有財産被害

報告年月日 年 月 日

市有財産被害状況報告（中間・確定）

中野市総務部企画財政課
（中野市災害対策本部総務部）

災 害 の 名 称		災害発生日時	年 月 日 時
報 告 の 時 限	月 日 時現在	発 受 信 時 刻	日 時 分

この報告内容には、他の報告系統によるものはすべて含まれない。

建 物 被 害	施設の別	発生数(計)	全壊(流失)	半 壊	一 部 破 損	床上浸水	床下浸水	被 害 額	備 考
		棟	棟	棟	棟	棟	棟	千円	
	小 計								
（市町村単災のみ） 公共土木施設被害	種 別	発 生 数	被 害 状 況					被 害 額	備 考
	河 川	か所						千円	
	道 路								
	橋 梁								
	小 計								
そ の 他	種 別	発 生 数	被 害 状 況					被 害 額	備 考
		か所						千円	
	計	—	—						

様式19 火災関係被害

報告年月日 年 月 日

火 災 状 況 報 告

中 野 市 消 防 部 消 防 課
(中野市災害対策本部消防部)

火 災 の 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他							
出 火 場 所								
出 火 日 時	年 月 日 時 分		(鎮圧日時)	(年 月 日 時 分)				
(覚知日時)	(年 月 日 時 分)		鎮 火 日 時	年 月 日 時 分				
火 元 の 業 態 ・ 用 途			事 業 所 名 (代表者氏名)					
出 火 箇 所			出 火 原 因					
死 傷 者	死 者	人		死者の生じた 理 由				
		性別・氏名・年令						
	負 傷 者	人						
		性別・氏名・年令						
		程 度 重症						
中等症		人						
軽症		人						
焼 損 程 度	焼 損 棟 数	全 焼 棟	} 計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積	m ²	焼損額	千円
		部分焼 ば や 棟			建物焼損表面積	m ²		千円
					林野焼損面積	a		千円
罹 災 世 帯 数	世帯		人	気 象 状 況				
消防活動状況	消防組合(署)	台	人	計	台	人		
	消 防 団	台	人					
	そ の 他		人					
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況								
その他参考事項								

報告年月日 年 月 日

中野市消防部消防課
(中野市災害対策本部消防部)

〔中野防②〕

様式21 被害状況総括

中野市総務部危機管理課

被害状況総括（中間確定 年 月 日 時現在）

（中野市災害対策本部総務部）

災害の名称：	
発生日時：	
発生地域：	
被害総括	
人的被害	死者，行方不明，計＝人
	重傷者，軽傷者，計＝人
被害総額	うち国直轄・公共機関分 千円（，千円） (10億) (百万) (※印の計)

災害対策本部 の設置状況	-----
災害救助法の 適用	-----
自衛隊の出動 状況	-----
(概要)	-----

被害の別			発生数	被害額(千円)
住家等の被害	棟数	計(棟)		
		全壊(〃)		
		半壊(〃)		
		一部破損(〃)		
		床上浸水(〃)		
		床下浸水(〃)		
	非住家の全・半壊(〃)			
	世帯及び人員	計	世帯人	
		全壊	世帯人	
		半壊	世帯人	
		一部破損	世帯人	
		床上浸水	世帯人	
		床下浸水	世帯人	
農業関係被害	計			
	農作物	水陸稲(ha)		
		(〃)		
	施設(件)		▽	
	畜産物等()			
	農用地(ha)			
林業関係被害	計(〃)			
	治山(〃)			
	林道(〃)			
	その他			
	※国直轄分(治・林・他)		※	
公共土木施設関係被害	計(力所)			
	河川(〃)			
	砂防(〃)			
	道路(〃)			
	橋りょう(〃)			
	※国直轄分(河・道・橋)		※	
その他の被害	右欄の計(千円)			
	うち建物(▽印の計)			

被害の別			発生数	被害額(千円)
都市施設被害	計(力所)			
水道施設被害	計(施設)			
	被害給水人口(人)			
清掃施設被害	計(施設)			
医療施設被害	計(施設)			
	うち建物被害(棟)		▽	
商工関係被害	計(件)			
	うち建物被害	鉱工業(棟)	▽	
		商業(〃)	▽	
		その他(〃)	▽	
	うち製品・原材料等			
観光施設被害	計(力所)			
	うち建物被害(〃)		▽	
教育関係被害	計()			
	うち建物被害(棟)		▽	
県有財産被害	計()			
	うち建物被害(棟)		▽	
市有財産被害	計()			
	うち建物被害(棟)		▽	
	うち土木小災害(力所)			
社会福祉施設被害	計(施設)			
	うち建物被害(棟)		▽	
国保診療施設被害	計(施設)			
	うち建物被害(棟)		▽	
公益事業関係被害	計		※	
	鉄道	不通か所被害件数		
	通信	不通回線		
	電力	被害か所(停電地区)		
	ガス	被害か所		
	その他			

1-2 被害等の認定基準

項 目	認 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者又は遺体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
重 傷 者 ・ 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要がある者のうち、「重傷者」とは1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
世 帯	生活を一にしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取り扱う。
棟（むね）	一つの独立した建築物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟とするが、2以上の棟が渡り廊下等で接続している場合には2棟とする。
住 家 全 壊 （全焼失、全埋没、全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住 家 半 壊 （半焼失、半埋没、半流失）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一 部 破 損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
田 畑 流 失	田畑の耕土が流失し、田畑の原形をとどめない程度のものをいう。
田 畑 埋 没	土砂が堆積し、田畑の原形をとどめない程度のものをいう。
冠 水	作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合をいう。
罹 災 世 帯	災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。

1－3 救助の実施要領の基準（概要）

（令和 3 年 6 月 18 日現在）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 （法第 4 条第 1 項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1 人 1 日当たり 330 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 （法第 4 条第 2 項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1 人 1 日当たり 330 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第 2 条第 2 項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 5,714,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,714,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。

区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全壊 全流	壊失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
		冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 床上浸水	壊焼	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
		冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から 3 か月以内（災害対策基本法第23条の3 第1 項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2 第1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6 か月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から （教科書） 1 か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 219,100円以内 小人（12歳未満） 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。 他市町村に運ぶ必要がある等特殊な事情がある場合に限る
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3 日を経過したものは一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1 体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 （法第4 条第1 項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
	7 救済用物資の整理配分			
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

2 活動体制関係

2-1 防災関係機関

機 関 名	住 所	電 話 番 号
千曲川河川事務所	長野市鶴賀字峰村74	026-227-7611
千曲川河川事務所中野出張所	中野市大字西条562	0269-22-2729
長野地方気象台	長野市箱清水1-8-18	026-232-3773
中野労働基準監督署	中野市中央1-2-21	0269-22-2105
関東農政局長野県拠点	長野市旭町1108長野第一合同庁舎	026-233-2500
長野県	長野市南長野字幅下692-2	026-232-0111
長野県危機管理部危機管理防災課	長野市南長野字幅下692-2	026-235-7184 (内線)5208~10
長野県水防本部（建設部河川課）	長野市南長野字幅下692-2	026-235-7308 (内線)3435
北信地域振興局	中野市大字壁田955	0269-22-3111
北信建設事務所	中野市大字壁田955	0269-22-3111
中野警察署	中野市中央3-5-7	0269-26-0110
北信保健福祉事務所	飯山市静間1340-1	0269-62-3105
東日本高速道路㈱関東支社長野管理事務所	長野市松代町東寺尾字村北1195-2	026-278-7701
(一財)日本気象協会長野支店	長野市大字南長野南県町1041	026-235-1533
日本赤十字社長野県支部	長野市南県町1074	026-226-2073
東日本電信電話㈱長野支店	長野市新田町1137-5	026-225-4361
中部電力パワーグリッド㈱飯山営業所	飯山市静間353-5	0120-984-514
長野都市ガス㈱北信支店	長野市鶴賀1017	026-226-8161
日本郵便㈱信州中野郵便局	中野市三好町2-1-1	0269-22-2409
東日本旅客鉄道㈱飯山駅	飯山市大字飯山778-2	0269-62-2139
長野電鉄㈱信州中野駅	中野市西1-1-1	080-5405-9997
中野市農業協同組合	中野市三好町1-2-8	0269-22-4191
ながの農業協同組合	長野市中御所岡田131-14	026-224-0550
信州中野商工会議所	中野市中央1-7-12	0269-22-2191
中野市建設業協会	中野市大字西条957-1	0269-22-3076
岳南広域消防組合中野消防署 豊田分遣所	中野市大字江部1324-2 中野市大字豊津2483-1	0269-23-0119 0269-38-2355

2 - 2 報道機関

種 別	局 社 名	所 在 地	電 話 番 号
新 聞 社	㈱朝日新聞社長野総局	長野市栗田989-1	026-223-7000
	㈱毎日新聞社長野支局	長野市妻科545-2	026-234-2175
	㈱読売新聞長野支局	長野市上千歳町1159	026-234-4311
	㈱中日新聞社長野支局	長野市中御所岡田64-5	026-228-1456
	信濃毎日新聞㈱中野支局	中野市三好町2-4-41	0269-22-3224
	㈱北信エルシーネット北信ローカル事業部	中野市三好町1-3-6	0269-22-4101
	北信濃新聞社	飯山市南町24-1	0269-62-2759
放 送 局	日本放送協会長野放送局	長野市稲葉210-2	026-291-5216
	テレビ北信ケーブルビジョン㈱	中野市中野1863-1	0269-26-0202
	信越放送㈱	長野市問御所町1200	026-237-0520
	㈱長野放送	長野市岡田町131-7	026-227-3000
	㈱テレビ信州	長野市若里1-1-1	026-227-5511
	長野朝日放送㈱	長野市栗田989-1	026-223-1000

2－3 中野市防災会議委員名簿

中野市防災会議会長 中 野 市 長

役 職 名	役 職 名
副市長（職務代理者）	東日本旅客鉄道(株)飯山駅長
中野労働基準監督署長	長野電鉄(株)信州中野駅長
農林水産省関東農政局長野県拠点総括農政推進官	(株)八十二銀行中野支店長
千曲川河川事務所長	J A長野厚生連北信総合病院長
陸上自衛隊第13普通科連隊第3中隊長	中高医師会長
日本郵便(株)信州中野郵便局長	飯水医師会長
長野県北信地域振興局長	中高交通安全協会会長
長野県北信建設事務所長	北信州森林組合代表理事組合長
中野警察署長	中野市建設業協会会長
長野県北信保健福祉事務所長	中野市赤十字奉仕団委員長
中野市議会議長	岳南広域消防組合消防長
中野市農業委員会会長	中野市社会福祉協議会長
中野市区長会長	長野都市ガス(株)北信支店長
中野市消防団長	中野市水道工事協同組合代表理事
中部電力パワーグリッド(株)飯山営業所長	中野市教育長
東日本電信電話(株)長野支店長野災害対策室長	中野市民生児童委員協議会長
中野市農業協同組合代表理事組合長	中野市保健補導員会長
ながの農業協同組合代表理事組合長	中野市消防団女性隊長
信州中野商工会議所会頭	

2－4 中野市防災会議事務局名簿

総 務 部 長	保 育 課 長	都 市 建 設 課 長	図 書 館 長
庶 務 課 長	くらしと文化部長	上 下 水 道 課 長	博 物 館 長
危 機 管 理 課 長	生 活 環 境 課 長	消 防 部 長	議 会 事 務 局 長
企 画 財 政 課 長	文化スポーツ振興課長	消 防 課 長	議 会 事 務 局 次 長
税 務 課 長	中山晋平記念館長	会 計 課 長	行政委員会事務局長
健 康 福 祉 部 長 福 祉 事 務 所 長	高野辰之記念館長	教 育 次 長	農業委員会事務局長
健 康 づ く り 課 長	市 民 課 長	学 校 教 育 課 長	
福 祉 課 長 福 祉 事 務 所 次 長	市 民 協 働 推 進 室 長	南部学校給食センター 所 長	
中野社会就労センター 所 長	消費生活センター所長	北部学校給食センター 所 長	
豊田社会就労センター 所 長	人権・男女共同参画 課 長	生 涯 学 習 課 長	
高 齢 者 支 援 課 長 福 祉 事 務 所 次 長	経 済 部 長	中 央 公 民 館 長	
子 ど も 部 長	農 業 振 興 課 長	北 部 公 民 館 長	
子 育 て 課 長	商 工 観 光 課 長	西 部 公 民 館 長	
子 ど も 相 談 室 長	建 設 水 道 部 長	豊 田 公 民 館 長	

2-5 中野市防災会議条例 〔平成17年4月1日 条例第166号〕

改正 平成24年9月27日条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定により、中野市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 中野市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて中野市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 長野県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 長野県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (4) 教育長
- (5) 岳南広域消防組合消防長
- (6) 消防団長
- (7) その他公共的機関から市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項各号に規定する者をもって充てる委員の定数は、40人以内とする。

7 第5項第8号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、中野市の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月27日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

2－6 中野市災害対策本部条例 〔平成17年4月1日〕 条 例 第 167 号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定により、中野市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長が指名する災害対策本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月27日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

2－7 動員人員配備計画表

(令和6年4月1日現在)

部課名等		配備状況	警 戒 配 備	非 常 配 備	緊 急 配 備 (災害対策本部)
総 務 部			7	19	68
	庶 務 課		1	5	16
	危 機 管 理 課		3	3	3
	企 画 財 政 課		1	5	19
	公 共 マ ネ ジ メ ン ト 室 推 進		0	1	2
	税 務 課		1	4	27
健 康 福 祉 部			5	14	63
	健 康 づ く り 課		1	4	26
	福 祉 課		1	3	18
	社 会 就 労 セ ン タ ー		1	2	2
	高 齢 者 支 援 課		1	4	16
子 ど も 部			3	17	104
	子 育 て 課		1	3	6
	子 ど も 相 談 室		0	1	4
	保 育 課		1	12	93
く ら し と 文 化 部			5	15	46
	生 活 環 境 課		1	3	10
	市 民 協 働 推 進 室		0	1	2
	文 化 ス ポ ー ツ 振 興 課		1	3	9
	市 民 課		1	4	20
	人 権 ・ 男 女 共 同 参 画 課		1	3	4
経 済 部			3	9	29
	農 業 振 興 課		1	4	17
	商 工 観 光 課		1	4	11
建 設 水 道 部			3	13	52
	都 市 建 設 課		1	7	32
	上 下 水 道 課		1	5	19
消 防 部			2	4	16
	消 防 課		1	3	15
会 計 課			1	2	5
教 育 委 員 会			5	12	29
	学 校 教 育 課		1	4	11

南部学校給食センター	1	1	1
北部学校給食センター	0	0	1
生涯学習課	1	2	7
中央公民館	1	3	5
北部公民館	0	0	0
西部公民館	0	0	0
豊田公民館	0	0	0
図書館	0	0	3
博物館	0	1	1
議会事務局	2	3	5
行政委員会事務局	1	2	3
農業委員会事務局	1	2	4
合 計	38	112	424

(単位：人)

※各部長等は、災害の状況により配備人員を増減することができる。また、総務部長は、時間外については状況により宿日直者を増やす等の措置を講ずる。

注) 非常配備時の人員数は係長職以上の職員数としているが、必要に応じ、各部長等があらかじめ指定する職員も配備対象となる。

3 相互応援関係

現在、本市が締結している協定は、次のとおりである。

区分	名称	締結先	締結日
自治体間等	長野県消防相互応援協定	県内消防本部	平成8年2月14日
	長野県市町村災害時相互応援協定	県内市町村	平成8年4月1日
	中野市・小布施町防災相互応援協定	小布施町	昭和61年6月2日
	姉妹都市の災害時における相互応援協定	北茨城市（茨城県）	平成8年1月31日
	東京都中野区と長野県中野市との非常災害時等における相互応援に関する協定	中野区（東京都）	平成17年10月3日
	長野県中野市と埼玉県坂戸市の災害時における相互応援に関する協定	坂戸市（埼玉県）	平成26年8月1日
	災害時の応援に関する協定	島田市（静岡県）	平成28年10月18日
物資供給	災害時における物資の調達に関する協定	信州中野商工会議所	平成11年3月29日
	災害時における物資の調達に関する協定	生活協同組合コープながの	平成11年4月6日
	災害時における物資の調達に関する協定	イオンリテール(株)中部カンパニー長野事業部	平成20年3月2日
	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株カインズ	平成27年7月23日
	災害時における物資供給に関する協定	株アクティオ	平成28年8月8日
	災害時における物資供給に関する協定について	NPO法人コメリ災害対策センター	平成29年12月22日
	災害時における物資供給に関する協定	株ナフコ	令和2年3月26日
	災害時における物資供給に関する協定	レンゴー(株)長野工場	令和2年9月25日
	災害救援自動販売機に関する覚書	北陸コカ・コーラボトリング(株)	平成30年6月4日
	災害時における支援協力に関する協定書	株綿半ホームエイド	令和4年3月31日
輸物送資	災害時における物資輸送等に関する協定	ヤマト運輸(株)中野主管支店	令和5年7月4日
	災害時における復旧協力に関する協定	中野市建設業協会	昭和63年9月20日
	災害時における応急危険度判定の協力に関する協定	長野県建築士会中高支部	平成24年11月1日

区分	名称	締結先	締結日
災害復旧等	災害時における資機材レンタルの協力に関する協定	一般社団法人日本建設機械レンタル協会長野支部	平成29年10月16日
	災害時における応援協力に関する協定	一般社団法人日本笑顔プロジェクト	令和3年2月18日
	中野市庁舎における災害応急対策活動に関する協力協定	㈱大林組 長野営業所	令和2年10月30日
	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	長野県建設業協会中高支部	令和3年12月3日
ライフライン	水質検査委託契約締結に伴う合意書 (災害時等における水道水質検査及び研修)	一般社団法人長野市薬剤師会	平成13年6月5日
	災害時におけるLPGガスに係る協力に関する協定	長野LPG協会高水支部 一般社団法人長野県LPGガス協会	平成26年2月26日
	災害時における上水道施設応急措置に関する協定	中野市水道工事協同組合	平成28年1月19日
	災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定	中部電力㈱電力ネットワークカンパニー飯山営業所	平成30年10月10日
	大規模停電時における電力供給等に関する協定	中野市農業協同組合	令和6年11月1日
医療・衛生	災害時の医療救護活動に関する協定	中高医師会	平成24年3月1日
	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	中高歯科医師会	平成24年3月1日
	災害時の医療救護活動に関する協定	北信薬剤師会	平成24年3月1日
情報通信等	災害時における中野市と中野市内の郵便局の協力に関する協定	中野市内の郵便局	平成10年9月1日
	災害時の情報交換に関する協定	関東地方整備局・北陸地方整備局	平成23年12月26日
	避難場所案内広告付電柱看板に関する協定	中電興業㈱長野支社 N T Tタウンページ㈱信越営業本部	平成25年7月29日
	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	㈱ゼンリン長野営業所	平成28年9月14日
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー㈱	平成28年11月21日
	災害時における臨時災害放送局開設運用の支援に関する協定	日本ケーブルテレビ連盟信越支部	平成29年7月12日

区分	名称	締結先	締結日
	災害時における相互協力に関する協定	東日本電信電話㈱長野支店	令和２年８月25日
協定以外の体制等	災害対策用機械出動要請	千曲川河川事務所	—
	ばら制定都市会議における災害時支援体制	ばら制定都市会議加盟自治体	平成24年５月26日
	中野市指定緊急避難場所及び指定避難所の鍵の寄託等に関する覚書	長野県中野立志館高等学校	令和２年１月21日
	中野市指定緊急避難場所及び指定避難所の鍵の寄託等に関する覚書	長野県中野西高等学校	令和２年１月21日
	中野市と損害保険ジャパン㈱及びSOMPOひまわり生命保険㈱との地方創生に係る包括連携協定	損害保険ジャパン㈱ SOMPOひまわり生命保険㈱	令和３年４月14日
その他	災害時における被災者支援に関する協定	長野県行政書士会北信支部	令和５年２月９日
	災害時における相談業務に関する協定	長野県弁護士会	令和４年11月14日

3－1 長野県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、長野県内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して相互の応援を行うことにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第3条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域（以下「ブロック」という。）に区分する。

(代表消防機関の指定)

第4条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、ブロックごとに地域代表消防機関を指定し、更に地域代表消防機関を統括するための代表消防機関を指定する。

2 地域代表消防機関は、原則として、長野県消防長会副会長が属する消防本部とする。ただし、長野県消防長会副会長を置かないブロックについては、当該ブロックに属する市町村等の消防長の協議により決定するものとする。

3 代表消防機関は、長野県消防長会長が属する消防本部とする。

(応援要請)

第5条 災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長は、災害の状況及び要請側の消防力を考慮して、市町村等の応援が必要と判断した場合、次の各号に掲げる区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して、速やかに応援要請を行うものとする。

- (1) 隣接応援要請 隣接する市町村等に対して行う応援要請
- (2) 地域応援要請 隣接する市町村等が属するブロック内の市町村等に対して行う応援要請
- (3) 全県応援要請 全ての市町村等に対して行う応援要請
- (4) 特殊応援要請 他の市町村等が保有する特殊災害に対応する隊等を指定して当該市町村等に対して行う応援要請

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

2 市町村等は、地域代表消防機関又は代表消防機関が必要と判断した場合、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で活動

する他の関係機関と緊密に連携するものとする。

(応援経費等の負担)

第8条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側の負担する経費等

- ア 応援活動に従事する市町村等の職員の旅費及び諸手当
- イ 応援活動に従事する市町村等の職員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金
- ウ 応援活動において破損した車両、機械器具等の修理費
- エ 応援活動において使用した資機材等又はそれに係る経費
- オ 燃料及び給食等に係る経費

(2) 要請側の負担する経費等

- ア 応援隊による消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定に基づく損失補償費及び同法第36条の3第1項の規定に基づく損害補償費
- イ 応援隊が応援活動において第三者に損害を与えた場合の損害賠償費
- ウ 要請側から調達依頼のあった資機材等に係る経費
- エ 大規模災害又は長期間にわたる災害への応援活動に係る経費のうち前号に定めるもの以外の経費
- オ 第5条第4号の規定による応援活動において使用した特殊災害用資機材等に係る経費

(3) 前各号に定める経費等の負担について特に必要がある場合又は前各号に定めのない経費等については、その都度当事者間の協議により決定することができるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年2月14日から施行する。

(長野県広域消防相互応援協定の廃止)

2 法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

附 則（平成12年7月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

附 則（平成13年7月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

附 則（平成15年11月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成15年11月1日から適用する。

附 則（平成18年9月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

附 則（平成27年4月8日）

この協定は、平成27年4月8日から効力を生ずる。

別表（第3条関係）

地域区分	市	町	村	等
北 信	長野市 須坂市	千曲坂城消防組合	岳北広域行政組合	岳南広域消防組合
東 信	上田地域広域連合	佐久広域連合		
中 信	松本広域連合	北アルプス広域連合	木曽広域連合	
南 信	諏訪広域連合	上伊那広域連合	南信州広域連合	

3－2 長野県市町村災害時相互応援協定

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

(代表市町村の設置等)

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記1に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

2 代表市町村が被災した場合に備え別記1に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第2順位及び第3順位の市町村を定めるものとする。

(応援の内容)

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ 避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）
- カ 火葬場

(2) 人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団員

(3) その他

- ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- イ ボランティアのあっせん
- ウ 児童・生徒の受け入れ
- エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。

4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。

5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。

6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。

7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。

3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。

4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。

5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換す

るものとする。

(訓練の参加)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

第9条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

(協定の成立)

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この協定は、平成23年12月16日から施行する。

(別記１)

ブロック名	代表市町村	構 成 市 町 村
佐 久	佐 久 市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上 小	上 田 市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏 訪	岡 谷 市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上 伊 那	伊 那 市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯 伊	飯 田 市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木 曾	木 曾 町	木曾町・上松町・南木曾町・木祖村・王滝村・大桑村
松 本	松 本 市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大 北	大 町 市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長 野	長 野 市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村
北 信	中 野 市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

(別記２)

被災ブロック	応援するブロック
佐 久	上 小
上 小	佐 久
諏 訪	<u>上伊那</u> 木 曾
上伊那	<u>諏 訪</u> 飯 伊
飯 伊	<u>上伊那</u> 木 曾
木 曾	<u>飯 伊</u> 諏 訪
松 本	長 野
大 北	北 信
長 野	松 本
北 信	大 北

(備考) 応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣。

3－3 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表市町村)

第2条 代表市町村は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災市町村の情報収集と状況把握
- (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (3) 応援要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
- (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (5) 応援活動等に関する県との連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

2 代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、協定第2条第2項の規定により、代表市町村の業務を代行する第2順位又は第3順位の市町村が代表市町村の業務を代行する。

ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、協定別記2の応援するブロックの代表市町村がこれを代行するものとする。

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

- (1) 要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
- (2) 所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの第2順位の市町村に要請するものとする。

所属ブロックの代表市町村及び第2順位の市町村が同時被災しているおそれがある場合は、第3順位の市町村に要請するものとし、第4順位以下を定めた場合も同様とする。

- (3) 所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、協定別記2の応援するブロックの代表市町村に要請するものとする。
- 2 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

(応援実施の手続)

第4条 被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

- 2 被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村と連絡調整し要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

(応援物資の受領の通知)

第5条 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第6条 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第7条 協定第5条により自主的に応援活動を実施する場合においては、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第9条 協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表
- (2) 備蓄物資、資機材一覧表
- (3) その他応援に必要な情報

(補則)

第10条 この実施細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この実施細則に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議で定めることとする。ただし、当該定めのない事項のうちブロック内のみで決定する事項は、各ブロックの構成市町村の会議において協議して定める。
- 3 前項ただし書の場合において、ブロック内のみで決定する事項を定めた場合は、他のブロックの代表市町村に、その都度報告することとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施細則は、平成8年4月1日から施行する。

(実施細則の改定)

- 2 この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。

(実施細則の成立)

- 3 この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この実施細則は、平成24年1月25日から施行する。

3－4 中野市・小布施町防災相互応援協定書

(協定の目的)

第1条 中野市と小布施町の防災相互応援に関して、次の条項により協定を締結し、大規模災害、特殊な災害等の応急対策活動の万全を期そうとするものである。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 千曲川右岸北岡堤防の監視業務及び災害時の応援職員の派遣
- (2) その他の災害に際し必要と認めた事項

(応援の方法)

第3条 大規模災害等に際し、必要があった場合には応援側の認定により相互に応援するものとする。

(応援職員の要請手続)

第4条 災害応急対策又は復旧のため応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話又は電信により要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を要請する職種別人員、車両、機械等
- (3) 応援を要請する期間
- (4) 応援の場所
- (5) その他必要な事項

(応援職員の指揮命令)

第5条 応援職員の指揮命令は、次によるものとする。

- (1) 受援地の市・町長
- (2) 指揮命令は応援職員の長に対し行うものとする。ただし、緊急を要する場合、応援職員に直接命令することができる。

(現地での報告)

第6条 応援職員の長は現場到着、引揚げ及び行動の状況を現地最高指揮者に報告するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第7条 応援に要した費用の負担は、次に掲げる方法によって処理するものとする。

- (1) 応援に必要な直接経費は、原則として受援側の負担とする。
- (2) 応援に際し、発生した重大な機械器具の破損に要する修理費又は職員の死傷による療養費等の負担に関しては、当事者の相互協議とする。
- (3) 応援職員の被服の損料等は、応援側の負担とする。
- (4) 応援職員の食料は、原則として応援側の負担とする。

(雑則)

第8条 この協定実施について、必要な事項は当事者において定めることができる。

第9条 この協定は、昭和61年6月2日から適用する。

以上の協定の成立を証するため、当事者はこの証書を作成し、それぞれ1通を保管するものとする。

昭和61年6月2日

中野市長 土屋武則 印
小布施町長 葦澤明義 印

3－4の2 東京都中野区と長野県中野市との非常災害時等における相互 応援に関する協定

(趣旨)

第1条 東京都中野区と長野県中野市とは、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようこの協定を締結する。

(連絡窓口)

第2条 東京都中野区及び長野県中野市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続き)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、電話等により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療・防疫資器材、発電機、車両等の応援対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他特に要請のあった事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体が実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援に要した経費については、原則として応援自治体の負担とする。
- (2) 応援活動に必要な燃料及び機器機材の補給については、被災自治体の負担とする。
- (3) 第4条第3号に掲げる応援に派遣した職員（以下この条において「派遣職員」という。）が応援活動中又は被災自治体への出動及び帰路の途中において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援自治体の負担とする。
- (4) 派遣職員が1月を超える派遣となる場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17に規定する職員の派遣とする。この場合において、平成7年2月23日付自治省行政局公務員部公

務員課長通知「阪神・淡路大震災復旧対策等のための職員派遣について（通知）」を準用するものとする。

- (5) 派遣職員が、応援活動遂行中に第三者に損害を与えた場合は、被災自治体はその賠償の責を負うものとする。

（資料・情報の交換）

第7条 東京都中野区及び長野県中野市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成17年10月3日

東京都中野区中野四丁目8番1号

中野区長 田 中 大 輔

長野県中野市三好町一丁目3番19号

中野市長 青 木 一

3－4の3 長野県中野市と埼玉県坂戸市の災害時における相互応援に関する協定

長野県中野市と埼玉県坂戸市（以下「協定市」という。）は、いずれかの協定市において、災害が発生し、独自では救援等の応急対策を十分に実施できない場合において、被災した市（以下「被災市」という。）の要請に応じて応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施できるようにするため、協定市の相互の応援体制について、必要な事項を定めるものとする。

（応援内容）

第1条 応援の種類及び内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材の提供並びに物資の提供
- (3) 情報収集及び救援活動等に必要な車両等の提供
- (4) 避難が必要な被災者の受け入れ
- (5) 被災児童・生徒の教育機関への受け入れ
- (6) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) 市役所の機能確保のために必要な施設及び設備の提供
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 災害発生により応援を要請する被災市は、次に掲げる事項を明らかにして、応急的に電話等により要請し、その後速やかに別記応援要請書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物品等の品名、数量、受領場所等
- (3) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、要請人数、場所、業務内容、派遣期間等
- (4) 応援場所への経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（緊急応援）

第3条 大規模災害の発生により、被災市との連絡が取れない場合で、緊急に応援が必要であると認めるときには、収集した情報に基づき第1条に掲げる応援を実施できるものとする。

2 前項の規定により応援を実施した場合においては、応援を行った市は、応援内容を被災市へ速やかに連絡するとともに、災害に係る情報を収集し被災市に提供するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として、被災市の負担とする。ただし、前条第1項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、別途協議するものとする。

（災害補償）

第5条 第1条第6号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補

償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

- 2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受ける被災市が、応援を受ける被災市への往復経路途中で生じたものについては応援を行う市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（連絡体制）

第6条 協定市は、相互応援の円滑化を図るため、あらかじめ連絡担当課を定めておくものとする。

（情報交換）

第7条 協定市は、この協定に基づく相互応援が円滑に実施されるよう、地域防災計画等必要な資料を相互に提供するとともに、定期的な意見交換等を実施する。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し定めのない事項については、協定市が協議をして定めるものとする。

（適用期日）

第9条 この協定は、協定締結日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者押印の上、各自1通を保有する。

平成26年8月1日

長野県中野市三好町一丁目3番19号

中野市長 池田 茂

埼玉県坂戸市千代田一丁目1番1号

坂戸市長 石川 清

別 記

応援要請書

年 月 日

市長 あて

要請市長



長野県中野市と埼玉県坂戸市の災害時における相互応援協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

- 1 被害の状況
- 2 物品等の品名、数量、受領場所等
 - ・品 名
 - ・数 量
 - ・受領場所
- 3 職員の派遣要請
 - ・職員職種
 - ・要請人数
 - ・場所
 - ・業務内容
 - ・派遣期間
- 4 応援場所への経路
- 5 その他

【担当者】

所 属

部

課

氏 名

連絡先

3－4の4 災害時の応援に関する協定書

静岡県島田市（以下「甲」という。）と長野県中野市（以下「乙」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する災害が発生した場合に、法第67条の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供及び斡旋
- (5) 被災児童、生徒等を一時受け入れるための施設の提供及び斡旋
- (6) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (7) ボランティアの斡旋
- (8) 被災者に対する住宅の提供及び斡旋
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

（応援の要請の手続）

第3条 甲及び乙は、応援の要請をするとき、次に掲げる事項を明らかにして、電話又は電信等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- (4) 前条第5号に掲げる一時受入に要する被災児童、生徒等の学年及び人員
- (5) 前条第6号に掲げる職員の職種別人員
- (6) 前条第7号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
- (7) 応援を受ける場所及び期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第4条 甲及び乙は、応援を要請されたときは、可能な限りこれに応ずるように努めるものとする。

2 甲及び乙は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援する必要があると認められる場合には、同条の要請を待たずに応援を行うことができる。この場合において、応援を行う市は、その内容について応援を受ける市へ速やかに連絡するものとする。

（応援に要した費用の負担）

第5条 応援に要した費用の負担は、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 派遣職員が、公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたも

のについては、応援を受ける市、被災市への往復経路の途中に生じたものについては、応援を行う市が、それぞれ賠償の責を負うものとする。

3 前2項の規定により難い場合には、別途協議する。

(情報等の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な資料・情報等を常時交換するものとする。

(効力等)

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年10月18日

甲 静岡県島田市中央町1番の1

島田市長 染谷 絹代

乙 長野県中野市三好町一丁目3番19号

中野市長 池田 茂

3－5 姉妹都市の災害時における相互応援協定

姉妹都市である中野市と北茨城市は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定により、いずれかの市域に災害（同法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災市の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類等）

第1条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救護、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援の手続）

第2条 災害の発生により応援を要請する市（以下「被災市」という。）は、次の各号に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により応援の要請ができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援の要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、当該応援の要請に応ずるものとする。この場合において、被災市との連絡が不能な場合は、収集した情報に基づき第1条に掲げる応援を実施できるものとする。

（経費の負担）

第4条 応援に要した経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援に要した経費については、原則として応援市の負担とする。
- (2) 応援活動に必要な燃料及び機器機材の補給については、被災市の負担とする。
- (3) 第1条第4号に掲げる応援に派遣した職員（この条において「派遣職員」という。）が応援活動中又は被災市への出勤及び帰路の途中において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、応援市の負担とする。
- (4) 派遣職員が1月を超える派遣となる場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17に規定する職員の派遣とする。この場合、平成7年2月23日付自治省行政局公務員部公務員課長

通知「阪神・淡路大震災復旧対策等のための職員派遣について（通知）」を準用するものとする。

- (5) 派遣職員が、応援活動遂行中に第三者に損害を与えた場合は、被災市がその賠償の責を負うものとする。

(連絡責任者)

第5条 第2条の規定による応援の手続を確実かつ円滑に行うため、次のとおり連絡責任者をおくものとする。

- (1) 中野市総務部庶務課長
(2) 北茨城市総務部総務課長

(その他)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両市が協議して定めるものとする。

(適用日)

第7条 この協定は、平成8年2月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、当事者署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成8年1月31日

長野県中野市三好町一丁目3番19号

中野市長 土屋武則 [印]

茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地

北茨城市長 村田省吾 [印]

3-6 災害時における中野市と中野市内の郵便局の協力に関する協定書

中野市（以下「甲」という。）と中野市内の郵便局（以下「乙」という。）は、中野市内に大規模な災害が発生した場合における相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（用語の意義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力事項）

第2条 甲の行う協力事項は次のとおりとする。

- (1) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (2) 甲が収集した被災者に係る情報提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に乙から要請のあった事項

2 乙の行う協力事項は次のとおりとする。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある異常な現象を発見した場合の情報提供
- (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策並びに避難場所への郵便差出箱の設置
- (3) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (4) 乙が収集した被災者に係る情報提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に甲から要請のあった事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の協力事項について必要と認めたときは、要請できるものとする。

2 甲及び乙は、前項の要請を受けたときは、その重要性に鑑みそれぞれの行う業務、災害応急活動に支障のない範囲において協力するよう努めなければならない。

（防災訓練への参加）

第4条 乙は、甲の要請により甲の行う防災訓練に参加することができる。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じ情報の交換を行う。

（経費の負担）

第6条 協力に要した経費の負担は、甲が行う協力事項にあっては、甲の負担とし、乙が行う協力事項にあっては、乙の負担とする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては中野市総務部庶務課長、乙においては信州中野郵便局総務課長とする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲及び乙の両者が署名押印の上、各自そ

の1通を保有するものとする。

平成10年9月1日

中 野 市 長 綿貫隆夫 

中野市内郵便局代表

信州中野郵便局長 花崎静治 

3-7 災害時における物資の調達に関する協定書

(目的)

第1条 中野市（以下「甲」という。）と、中野商工会議所（以下「乙」という。）との、災害時における物資の調達については、この協定の定めるところによる。

(要請)

第2条 甲は、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し物資の供給を要請する。

(調達物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資とする。

(要請の方法)

第4条 第2条の要請は文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第5条 乙は、第2条の要請を受けたときは、すみやかに調達するとともに、その調達の状況を甲に連絡するものとする。

(引渡し)

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定する。

(費用負担)

第7条 甲が要請した物資の費用（引渡しまでの運賃を含む。）は、甲が負担する。

(代金の請求)

第8条 乙は、甲による物資の引渡し完了の確認後、災害発生前の通常価格を基準に適正な価格により、甲に請求するものとする。

(協定期間)

第9条 この協定は、平成11年4月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成11年3月29日

中野市三好町一丁目3番19号

中 野 市

市 長 綿貫隆夫 [印]

中野市中央一丁目7番2号

中野商工会議所

会 頭 丸山和文 [印]

(別 表)

食 料 品	パン、おにぎり、缶詰、レトルト食品、カップ麺、粉乳等の食料品
寝 具	タオルケット、毛布等の寝具
衣 類	下着、靴下、作業着等の衣類
炊 事 道 具	なべ、包丁等の炊事道具
食 器	はし、茶わん、ほ乳ビン等の食器
日 用 品	タオル、石鹸、生理用品、紙オムツ、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品
そ の 他	カセット式ガスコンロ、カセットガスボンベ、マッチ、灯油暖房器具等

3－7の2 災害時における物資の調達に関する協定

中野市（以下「甲」という。）と、イオン株式会社中部カンパニー長野事業部（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（支援協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急処置のため、緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有又は調達可能な物資について速やかに対応する。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする時は、文書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に文書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに受領を確認した文書を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は前項に基づく請求があったときには、乙に対して30日以内に代金を支払うものとする。

（物資の価格）

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（避難場所の提供）

第9条 乙は災害時において、乙が所有又は管理する駐車場を、一時避難場所として提供するものとする。

（改正又は廃止）

第10条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって1ヶ月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑問を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、
甲乙、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年3月25日

中野市三好町一丁目3番19号

中野市長 青木 一 印

松本市双葉10番22号双葉町ビルB棟

イオン株式会社中部カンパニー長野事業部

事業部長 西 峠 泰 男 印

別表

災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
食料品 おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水 牛乳、粉ミルク、缶詰（イージーオープン） 生活必需品 毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶、 ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン、 ウエットティッシュ、ゴミ袋、蚊取り線香 (夏季)、使い捨てカイロ（冬季）	食料品 精米、即席麺、食パン、レトルト食品、 漬物、梅干、野菜、調味料、肉類、菓子類、 果物、お茶 生活必需品 タオル、肌着、履物、作業服、軍手、鍋、 炊飯用具、簡易コンロ、カセットボンベ、 石鹸、歯ブラシ、ティッシュペーパー、 常備薬、救急セット、防水シート

3-8 災害時における物資の調達に関する協定書

(目的)

第1条 中野市（以下「甲」という。）と、生活協同組合コープながの（以下「乙」という。）との、災害時における物資の調達については、この協定の定めるところによる。

(要請)

第2条 甲は、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し物資の供給を要請する。

(調達物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資とする。

(要請の方法)

第4条 第2条の要請は文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第5条 乙は、第2条の要請を受けたときは、すみやかに調達するとともに、その調達の状況を甲に連絡するものとする。

(引渡し)

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定する。

(費用負担)

第7条 甲が要請した物資の費用（引渡しまでの運賃を含む。）は、甲が負担する。

(代金の請求)

第8条 乙は、甲による物資の引渡し完了の確認後、災害発生前の通常価格を基準に適正な価格により、甲に請求するものとする。

(協定期間)

第9条 この協定は、平成11年4月7日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成11年4月6日

中野市三好町一丁目3番19号

中 野 市

市 長 綿貫隆夫 [印]

長野市篠ノ井御幣川668番地

生活協同組合コープながの

理事長 米原俊夫 [印]

(別 表)

食 料 品	パン、おにぎり、缶詰、レトルト食品、カップ麺、粉乳等の食料品
寝 具	タオルケット、毛布等の寝具
衣 類	下着、靴下、作業着等の衣類
炊 事 道 具	なべ、包丁等の炊事道具
食 器	はし、茶わん、ほ乳ビン等の食器
日 用 品	タオル、石鹸、生理用品、紙オムツ、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品
そ の 他	カセット式ガスコンロ、カセットガスボンベ、マッチ、灯油暖房器具等

3-9 災害時における復旧協力に関する協定書

中野市内に災害が発生したとき及び発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）に、緊急な対応の必要が生じた場合、その協力について中野市長 土 屋 武 則（以下「甲」という。）と、中野市建設業協会会長 丸 山 治 男（以下「乙」という。）との間において、次の条項により協定を締結する。

（市の要請）

第1条 甲は、災害時において、緊急な対応の必要があると認めた場合は、乙に対して出動を要請するものとする。

（出動方法）

第2条 乙は、甲からの出動要請があった場合は会員に連絡し、迅速に出動させ対応するものとする。

（委託料等）

第3条 委託料又は支払請求及びその他の事項については、甲乙間において別途委託契約を締結するものとする。

（期間）

第4条 この協定は、昭和63年9月20日から施行し、甲、乙協議の上特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又は不慮の労働災害等に疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上定めるものとする。

2 市内全域において未曾有の大災害が発生し、前条までに規定する通常の協力態勢を超える非常事態においては、甲、乙協議の上協力態勢全般について、特別の定めをすることができる。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

昭和63年9月20日

住所 中野市三好町一丁目3番19号

甲

氏名 中 野 市 長 土屋武則 [印]

住所 中野市大字西条957番1号

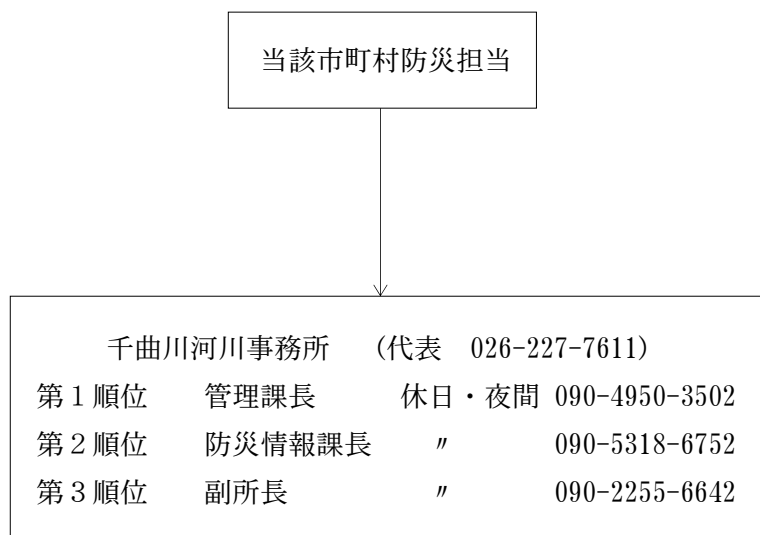
乙

氏名 中野市建設業協会会長 丸山治男 [印]

3-10 災害対策用機械出動要請について

1. 要請の窓口

支援要請を行いたい機械等を下記によりご連絡下さい。その際、オペレーター等の支援の有無についてもお知らせ下さい。



2. 災害対策用機械出動要請書

災害対策用機械の支援を要請される場合は、原則として別紙の「災害対策用機械出動要請書」を提出していただくことになりますが、一刻を争う場合は後処理でもかまいません。

3. 災害対策用機械使用完了報告及び返納書

災害対策用機械の使用が完了した場合は、別紙「災害対策用機械使用完了報告及び返納書」を提出していただくことになります。

4. 排水ポンプ車の出動について

対象河川：千曲川直轄管理区間に流入する河川に優先配備。

出動要件：自治体からの出動要請があり、かつ自治体においても防災上の手だて（排水ポンプ等による自衛、現地での指揮等）が講じられている。

出動時期：河川や水路から水が溢れ、今後、床下浸水のおそれがあるとき。

様式：自治体－ 1

災害対策用機械出動要請書

〇〇〇〇工事事務所長 殿

市 町 村 長

当〇〇市町村において発生した災害対応のため、災害対策用機械の出動を下記のとおり要請します。

○出動要請年月日：平成 年 月 日 時 分

○出動要請連絡者：

連絡先：

○要請機械の種類・台数

要 請 機 械 名	規 格	台 数	備 考

○出動要請地先名：

○出動要請理由：